

八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務 仕様書

1 目的

本仕様書は、八幡浜市の保育業務を支援するシステムを導入運用する業務の実施にあたり、保育業務支援システム(以下「システム」という。)を導入し、運用業務を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務(以下「業務」という。)

3 業務内容

- (1) 別表に示す当市公立保育所・認定こども園(以下「施設」という。)において、システムの導入運用、タブレット端末の調達及び当市への貸与並びにシステム利用に係る通信環境の提供(SIMカード)を行うこと。
- (2) インターネット回線を用いて、当市子育て支援課及び別表に示す施設において利用できるクラウドシステムであって、以下の全ての機能を備えていること。
 - ① 保育に関する計画・記録に関する機能
 - ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - ③ 保護者との連絡に関する機能
- (3) 要求水準
 - ① 利用者(保護者を含む。)の利便性・操作性を考慮し、容易に操作できるシステムであること。
 - ② 当市で使用中の帳票をシステムに取り込み、当市の運用の実情に合わせた必要な追加機能や要望事項は当市と協議の上、オリジナルシステムとして開発すること。
 - ③ インターネット回線を用いたシステム利用が可能であること。
 - ④ 保護者が専用のスマホアプリやブラウザを用いて、インターネットから利用できること。
 - ⑤ システムやデータはデータセンターで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策を行うこと。
 - ⑥ 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。

【パソコン】

別紙1「当市の環境」参照

【タブレット】

iOS(10～11インチ)

※タブレットの調達も業務に含まれることから、提供しようとするシステムが正常・快適に動作するものであればよい。(ただしiOSであること。)

【通信】

SIMカードを用いた通信環境を提供する通信事業者については、通信ネットワークを独自に保有する国内の移動体通信事業者（MNO）とする。

【保護者用端末】

スマートフォン利用を想定し、最新のiOS、Androidに対応すること。

- ⑦ 長期間にわたり利用することを想定し、サーバのストレージ容量などは少なくとも本契約期間中の業務利用に対応できるものとする。
- ⑧ 運用業務契約期間終了後は、本市が新たに契約したシステムへのデータ移行に協力すること。またデータ移行後は、速やかにデータを削除すること。
- ⑨ 導入運用業務に必要な機器、ソフトウェア、SIMカードを用いた通信に要する費用等は全て見積に含めること。

(4) 業務範囲

【導入】

- ① タブレットの提供
- ② SIMカードを用いた通信環境の提供(上記①の全タブレット)
- ③ 指定する本市所有の端末(クライアント端末)及び上記①のタブレットにおいてシステムを利用するための設定等
- ④ システムのクラウド環境構築
- ⑤ その他運用上必要となる機器類の設置及び初期設定

【運用】

- ① クラウド環境及びシステムの運用保守（年度単位の園児マスタ更新代行を含む。）
- ② タブレットの保守管理
- ③ 通信環境の保守管理
- ④ その他運用上必要となる機器類の保守管理
- ⑤ 操作研修会の実施
- ⑥ ヘルプデスク等の設置及び電話やメール等による保守・サポート

(5) 機能要件

別紙2「機能要件」参照

(6) セキュリティ要件

- ① ウイルス、ワーム、ボット等の不正プログラムの感染の防止等の情報漏洩及び改ざんを防ぐためのセキュリティ対策を講じること。
- ② 本市職員の役職等に応じた参照・編集等を行える範囲の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。また、職員ごとにID、パスワードによる認証を行う他、サービス利用が可能となる端末を電子証明書やIPアドレスにより限定する等の対策を講じること。
- ③ システム提供者は、プライバシーマークを認証取得していることが望ましい。

- ④ データセンターを運営する事業者は、ISMS(ISO/IEC 27001(JIS Q 27001))適合性評価制度の認定を受けていること。
 - ⑤ データセンターを運営する事業者は、ISO9001、ISO14001、プライバシーマークのいずれかを認証取得していること。
 - ⑥ データセンターは、国内に少なくとも2か所あり、国内法が適用されること。
 - ⑦ データセンターは、日本データセンター協会(JDCC)が定めるティア3相当以上であること。なお、推奨項目については、項目ごとにティアレベルの状況を提示すること。
 - ⑧ SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信を行うこと。
 - ⑨ システムへのアクセスログを保存し、不正アクセス発生時は速やかに報告するとともに、アクセスログを当市に開示すること。
 - ⑩ その他、システムにおける情報の取扱いに関して、八幡浜市個人情報保護条例(平成17年八幡浜市条例第223号)及びその他関係法令・条例等に基づき、適切な個人情報の管理を講ずること。
- (7) バックアップ要件
- ① 定期的にバックアップを取得し、障害発生時には当市の指示に従い、指定したバックアップデータから速やかに復旧できること。
 - ② 取得したバックアップは、稼働中のシステム及びデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。
- (8) データ移行要件
- ① システム構築時は、当市が提供する施設情報、職員情報、利用児童情報等をシステムに登録して提供すること。その際は個人情報の取扱いに留意すること。
 - ② 取込対象データは当市が抽出等を行い、提供する。なお、取込項目はシステム提供者と協議し決定する。
- (9) 操作研修要件
- ① システム導入時に、システム利用者向け研修を最低2回実施すること。時間については、1回あたり1時間を目安とすること。研修が必要な人員が漏れなく受けられるよう回数・時間を調整すること。利用者向け研修は別表に示す施設と日程を調整し、各施設で実施すること。また、研修終了後であっても、当市子育て支援課又は別表に示す施設からの要請があれば、必要に応じてエンジニア等のシステムに精通した者が現地に赴き説明対応すること。
 - ② 研修はシステムに精通した講師等により実施すること。
 - ③ 操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。また、研修に要する機材、資料、費用はシステム提供者の負担により準備すること。
 - ④ 保護者向けの操作マニュアルを備え、保護者用アプリや専用ページから閲覧できること。

⑤ その他操作研修について必要有効な提案があれば併せて提案すること。

(10) 保守・サポート要件

① システムは、少なくとも月曜日から土曜日までの7時00分から21時00分まで利用できること。

② 利用者(保護者を含む。)が電話、電子メール、FAX等で問い合わせを行えるヘルプデスクを設置する等、サポート体制を構築すること。

③ システム障害対応窓口を設置すること。障害発生時には、直ちに当市へ連絡し、初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等)の切り分けを実施し、関係者への報告や対処を行うこと。

なお、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等は一体管理し、対応窓口の一元化を図ること。

④ 障害発生連絡後、4時間以内に障害対応作業を開始すること。

⑤ システム操作及びシステム障害における問い合わせを行っても解決しない場合、当市子育て支援課又は別表に示す施設からの要請により、必要に応じて現地に赴き説明対応すること。

⑥ クライアント端末、タブレット端末のOSやブラウザ等のバージョンアップやリビジョンアップ(以下「バージョンアップ等」という。)に対応し、常にシステムが利用可能な状態を維持すること。

⑦ 保育関連の制度改正にあわせてバージョンアップ等を実施し、最新制度に対応したシステムを常に利用できるようにすること。また、当該バージョンアップ等は、追加の費用なく提供すること。(ただし、大規模な制度改正等に伴い、大規模なシステム改修を要する場合等は別途協議を行うものとする。システム提供者都合の場合を除く。)

⑧ 上記⑥及び⑦のバージョンアップ等は、当市子育て支援課又は別表に示す施設を訪問しつつ、その要望をふまえたものとする。

⑨ その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

(11) 納品物

① タブレット端末(SIMカード共)

② システムの操作マニュアル(PDF等データ及び印刷物)

③ その他、ログインID通知票、ヘルプデスク、システム障害対応窓口、緊急時連絡先等、システムの利用に必要な文書があれば併せて納品すること。

4 その他

契約締結後直ちに運用準備を開始し、試験運用を経て、令和5年4月から本運用開始が可能となるよう進捗管理を行うこと。

別表

No.	施設名	定員	タブレット	認証用デバイス	備考
※	子育て支援課	—	—	—	<p>1 子育て支援課及び各施設につき1台の端末（当市が現に情報系端末として使用している端末）についてはクライアント端末として、システムを総括的（各施設のクライアント端末については当該園に限り）に管理可能な状態とすること。</p> <p>2 タブレット欄に記載の数値については、システムを利用するための専用タブレット台数（これは導入予定台数でありクライアント端末を除くもの）。各施設のクラス数等の変更に伴う利用台数の変更や利用施設の変更に対応できること。</p> <p>3 認証用デバイス欄に記載の数値については、認証用デバイス付帯設備一式（認証用端末、ICカードリーダー、QRコードリーダー、顔認証用カメラ等）の必要数（設置か所数）。</p> <p>4 認証用に専用の端末が必要となる場合（タブレット端末を流用出来ない場合）は、当該端末の設置及び利用に要する費用を見積に含めること。</p>
1	保内保育所	220名	14台	2	
2	神山こども園	90名	8台	1	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
	計	310名	22台	3	

別紙1

当市の環境

クライアント端末（子育て支援課 管理端末、各施設 管理・利用端末）用

OS：Windows10 Professional (21H1) または

Windows11 Professional (21H2) ※最新

CPU：Core i3 または Celeron

メモリ：4GB 程度

通信環境：Internet ※セキュリティ対策 有

愛媛県自治体セキュリティクラウド経由など

印刷：ネットワークプリンタ

Office 製品：Microsoft Office Standard 2013 または

Microsoft Office Standard 2016